

CBS NEWS

2021年4月1日発行

VOL. 8

陽春の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素は、適正な技能実習生受入れにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新たな年度がスタートしましたが、未だ技能実習生の入国は再開されておられません。
今年度も厳しいスタートとなりましたが、円滑な技能実習運用に向け、受入れ企業様
及び技能実習生のサポート等の業務運営に努めてまいります。

2021年度も何卒よろしくお願い申し上げます。

Topic 01. 技能実習生の入国・企業配属状況

すでにお伝えしていますとおり、新規入国については、入国制限の解除を待つこととなります。

解除後は、全国的に多くの技能実習生の入国と現地でのビザ申請が予想されます。

受入れ企業様でご負担いただく入国費用は、入国航空券や入国後の隔離付き講習委託先等によって異なりますので、
入国日調整の際にご相談させていただきます。

【ベトナム・送出し機関 HTD】

★1社1名の技能実習生 ⇒ 入国制限解除後に入国日調整

【フィリピン・送出し機関 PEA】

★10名の1号実習生・1名の3号実習生 ⇒ 入国制限解除後に入国日調整

★その他の在留資格認定交付済み実習生は、入国制限解除後より在マニラ日本大使館にてビザ申請予定

【フィリピン・送出し機関 RED ARROW】

★6名の1号実習生 ⇒ 入国制限解除後に入国日調整

Topic 02. 脱退一時金の支給上限年数が変更されました

技能実習生が帰国するにあたり日本の年金制度の加入資格を喪失した場合、
帰国から2年以内に請求をすると脱退一時金を受け取ることができます。

※加入期間や障害年金の受け取りなど、条件があります。

支給額の計算は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて

3年（36ヶ月）分が上限として計算されていましたが、

**2021年4月以降の加入期間が1ヶ月以上ある場合は、
上限が5年（60ヶ月）分に引きあがります。**



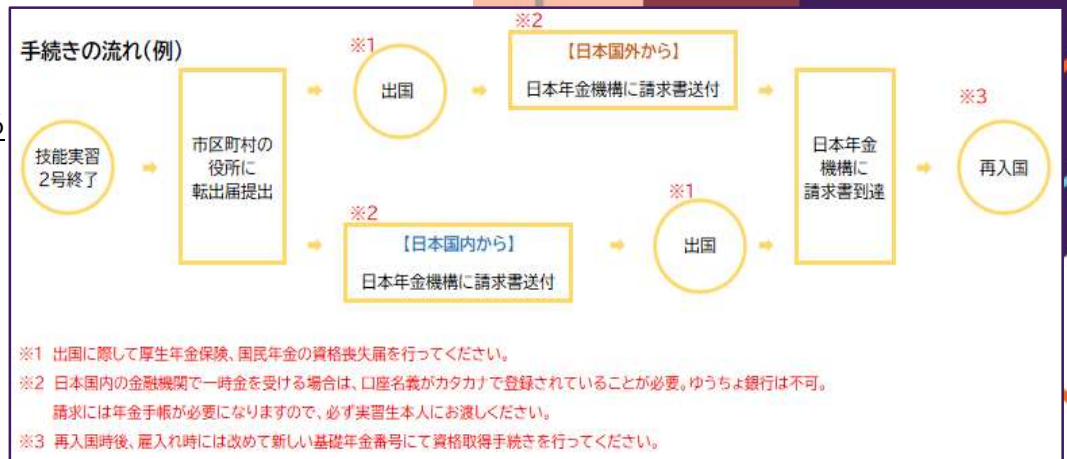
脱退一時金請求の手続きとは...

みなし再入国の場合でも出国前には転出届の提出が必要です！

技能実習期間の終了後に
特定技能1号に移行する等
日本での滞在期間が5年を超える
場合でも、

**一度に請求できる脱退一時金の
額の上限は5年です！**

一時金の請求は実習生本人が
行いますので、組合又は
送出し機関より対象実習生へ
随時案内をいたします。

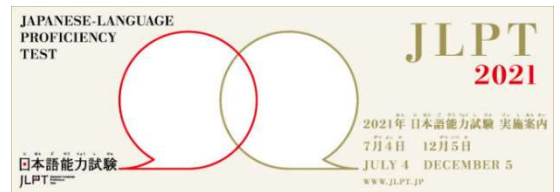


※脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。
実習生出国の際には、転出届の提出をお願い致します。

Topic 03. 2021年 第1回 日本語能力試験のご案内

今年度も日本語能力試験が実施されます。別途実施要項をお送りしますのでご確認ください。

試験日：2021年7月4日(日)
受験料：6,500円(税込)今年度より金額が改定されました
受付期間：2021年3月26日(金)から4月16日(金)17時まで



※組合にて取りまとめて団体申込手続きをいたしますので、
受験する実習生をご確認の上、実施要項に沿って仮申込書を組合宛送付ください。

- **書類の記載内容に変更・訂正がある場合は、必ずご連絡ください！**
よくある変更事項：代表者、登記役員、社名、本社所在地、宿泊施設の住所、技能実習生の待遇全般、など
- **技能実習生の労務管理や実習指導などで、お困りごとがありましたらご相談ください。**

【発行】

セントラルビジネスサポート協同組合
441-8014
愛知県豊橋市花田二番町 83-2 甲貴ビル 3 階
TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515
E-mail: office@cbs-japan.com

【参考】

OTIT 外国人技能実習機構
Organization for Technical Intern Training
HP: <https://www.otit.go.jp/>
技能実習関係法令や新型コロナウイルス感染症について
案内が掲載されています。